

EDINET の国際化のためのタクソノミ開発  
に係る調達仕様書（案）

平成 22 年 10 月 7 日

金融庁

## 目次

|      |                 |    |
|------|-----------------|----|
| 1.   | 件名 .....        | 2  |
| 2.   | 作業の概要 .....     | 2  |
| 2. 1 | 背景・目的 .....     | 2  |
| 2. 2 | 用語の定義 .....     | 4  |
| 2. 3 | 委託業務の内容 .....   | 6  |
| 2. 4 | 成果物の納入 .....    | 8  |
| 2. 5 | 他事業者との調整 .....  | 9  |
| 2. 6 | 定例報告会 .....     | 10 |
| 3.   | 中立性要件 .....     | 10 |
| 4.   | テスト要件 .....     | 11 |
| 5.   | 作業の体制及び方法 ..... | 12 |
| 5. 1 | 作業体制 .....      | 12 |
| 5. 2 | 進捗管理 .....      | 13 |
| 5. 3 | 開発環境等 .....     | 14 |
| 5. 4 | その他の留意事項 .....  | 14 |
| 6.   | 特記事項 .....      | 14 |
| 6. 1 | 受託要件 .....      | 14 |
| 6. 2 | 受託者の制限 .....    | 15 |
| 6. 3 | セキュリティ管理 .....  | 15 |
| 6. 4 | その他 .....       | 16 |
| 7.   | 妥当性証明 .....     | 16 |
| 7. 1 | 調達担当課室の長 .....  | 16 |
| 7. 2 | C I O補佐官等 ..... | 16 |

## 1. 件名

EDINET の国際化のためのタクソノミ開発

## 2. 作業の概要

### 2. 1 背景・目的

#### (1) 背景

「有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」（以下「EDINET」という。）とは、金融庁（以下「当庁」という。）が実施する、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システムのことである。

当庁は、「電子政府構築計画」（平成 15 年 7 月 17 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。平成 16 年 6 月 14 日一部改定）に基づき、「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」（平成 18 年 3 月 28 日金融庁行政情報化推進委員会決定）（以下「最適化計画」という。）を策定し、この計画を踏まえて本システムの再構築を実施し、平成 20 年 3 月 17 日から稼働している。

タクソノミ（国際標準のコンピュータ言語である XBRL を用いた財務情報の電子的な様式）について、当庁、米国証券取引委員会及び IFRS 財団の 3 者は、それぞれの会計基準に基づき開発を行ってきた。また、財務情報を国際的に比較可能なものとするために、平成 19 年から XBRL の相互運用性のためのプロジェクトを立ち上げ、協議を行ってきたが、今般、その詳細がまとまった。（当該協議を以下、「ITA 協議」という。）

このため、タクソノミの国際的な相互運用性及び比較可能性を確保するためのタクソノミの追加設計・開発に関する要求仕様を明確にする必要がある。

#### (2) 目的

本仕様書の目的は EDINET の国際化のためのタクソノミ開発に係る業務の調達である。すなわち、次の業務（以下「本業務」という。）を委託するものである。

- ① 有価証券報告書等の財務諸表本表のタクソノミの国際化
- ② IFRS タクソノミの開示項目等の拡張ニーズに係る検討

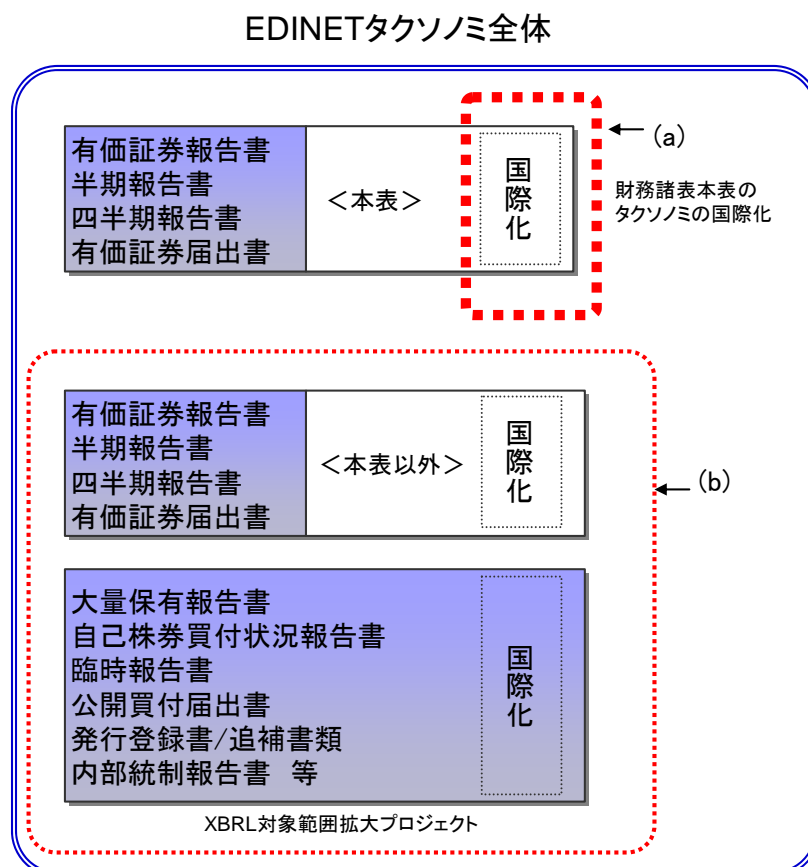
(3) 他の設計・開発プロジェクトとの関係

ディスクロージャーの電子化の推進のために、「投資情報の充実及び利活用に向けたIT化の促進事業(XBRLの対象範囲拡大等に係るタクソノミ等の開発)」(以下、「XBRL 範囲拡大プロジェクト」という。)が、平成21年度より進行中である。このプロジェクトの主目的は、以下の2つである。

- ① 有価証券報告書等におけるXBRL対象範囲の拡大
- ② 大量保有報告書等のXBRL化

XBRL 範囲拡大プロジェクトにおいては、ITA 協議における議論の進展状況を見守りつつ、国際標準化の動きを適宜取り込んでいる。

今回の調達の範囲の2.1(2)①の目的である「財務諸表本表のタクソノミの国際化」(下図(a))と平成21年度補正予算により行われているXBRL 範囲拡大プロジェクト(下図(b))との関係は、下図のとおりである。



## 2. 2 用語の定義

本書で用いている主な用語は次のとおり。

| No. | 用語             | 定義   |
|-----|----------------|--|
| 1   | EDINET         | Electronic Disclosure for Investor's NETwork の略。有価証券報告書、四半期報告書及び半期報告書等の金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）に基づく開示書類にかかる電子開示システムのこと。  |
| 2   | XBRL           | eXtensible Business Reporting Language の略。個々の財務数値にその属性情報等を付与することにより、財務情報等の分析・加工を容易にする国際的に標準化されたコンピュータ言語。   |
| 3   | タクソノミ          | 国際標準のコンピュータ言語である XBRL を用いた財務情報の電子的な様式のこと。  |
| 4   | IFRS（国際財務報告基準） | International Financial Reporting Standards の略。世界的に承認され遵守されることを目的として、国際会計基準審議会（IASB: International Accounting Standards Board）によって設定される会計基準の総称である。   |
| 5   | IFRS 財団        | IFRS を策定する IASB (International Accounting Standards Board、国際会計基準審議会) の母体となる財団。IFRS タクソノミを設定する XBRL チームの母体でもある。2010 年 2 月の組織名称変更前は、IASCF (International Accounting Standards Committee Foundation (国際会計基準委員会財団) であった。 |
| 6   | SEC（米国証券取引委員会） | Securities and Exchange Commission の略。米国証券取引委員会。証券業関連法の監督と行政を司り、証券市場、証券業界、企業など広範囲にわたり監督している。   |
| 7   | ITA            | Interoperable Taxonomy Architecture の略。XBRL タクソノミーの国際的な相互運用可能性を高めることを目的とする、IFRSF、SEC 及び当庁の間の協議。  |
| 8   | IFRS タクソノミ     | IFRSF の XBRL チームが開発する、IFRS に準拠したタクソノミ。   |
| 9   | 事務局            | 金融庁総務企画局企業開示課開示業務室を指す。なお、当庁の業務を支援する業者が含まれることに留意すること。   |
| 10  | 責任者            | 受託者として、本業務全体に対する責任を負う者。  |
| 11  | 専任リーダー         | 責任者の指揮の下、本業務について指揮・統率を行う者。   |

| No. | 用語                    | 定義   |
|-----|-----------------------|--|
| 12  | チームリーダー               | 本業務の実行体制をチームやグループ等で構成する場合に、リーダーの指揮の下、受託業務のうち担当する業務について指揮・統率を行う者。   |
| 13  | 財務諸表本表                | 貸借対照表、損益計算書（損益及び包括利益計算書を含む）、株主資本等変動計算書、及びキャッシュ・フロー計算書。それぞれにつき、個別・連結の別、また、年度・中間・四半期の別がある。   |
| 14  | XBRL 範囲拡大プロジェクト       | 有価証券報告書等における XBRL 対象範囲の拡大、及び大量報告書等の XBRL 化を目的として現在進行中のプロジェクト。  |
| 15  | タクソノミ維持開発業務           | 現行の EDINET タクソノミの維持と開発を担当する業務を指す。  |
| 16  | 現行の EDINET タクソノミ      | 日本基準に基づく財務諸表等を作成するためのタクソノミであり、現在、EDINET における XBRL 提出において使用している。財務諸表本表のみが対象。  |
| 17  | 2010 年度版 EDINET タクソノミ | 平成 22 年 3 月 11 日付けで当庁が HP 上に公表した EDINET タクソノミ。 ( <a href="http://www.fsa.go.jp/search/20100311.html">http://www.fsa.go.jp/search/20100311.html</a> ) |
| 18  | XBRL 範囲拡大タクソノミ        | 現行の EDINET タクソノミから、財務諸表注記、有価証券報告書等の他の情報、大量保有報告書等のその他の金融商品取引法上の書類等に対象範囲を拡げたタクソノミ。タクソノミ開発業務において開発中。  |
| 19  | US GAAP タクソノミ         | 米国会計基準に準拠したタクソノミ。EDGAR における XBRL 提出において使用されている。  |
| 20  | XBRL データ              | XBRL 形式により作成されたデータ。タクソノミ、インスタンス文書に加え、表示情報ファイル等の関連データを含む。   |
| 21  | XBRL International    | XBRL 技術の開発及び普及を行う非営利の国際組織。世界中から多くの企業・団体が参加し、XBRL の国際的な標準化を進めている。   |
| 22  | EDGAR                 | Electronic Data Gathering, Analysis, and Retrieval system の略。SEC が運用する電子開示システム。  |
| 23  | EDGAR Filer Manual    | EDGAR における開示書類の提出方法等が記載された文書。EDGAR における XBRL 提出の詳細なルールが記載されている。  |
| 24  | ディメンション               | XBRL データを多次元のインスタンスとして表現するための技術仕様であり、「XBRL Dimensions 1.0」により定義されるもの。  |
| 25  | 企業拡張                  | 標準タクソノミでは充足されない企業別のニーズに対応するためにタクソノミを追加すること。  |

| No. | 用語       | 定義   |
|-----|----------|--|
| 26  | リンクベース   | タクソミの一部であり、項目間の関係、特定の外部リソースとの関係に関する情報を提供するもの。                      |
| 27  | 表示リンクベース | リンクベースの一つで、タクソミの各項目間のレポート上の表示を規定するもの。                              |
| 28  | 計算リンクベース | リンクベースの一つで、タクソミの各項目間の計算上の関係を規定するもの。                                |
| 29  | 定義リンクベース | リンクベースの一つで、タクソミの各項目間の表示リンク、計算リンク以外の関係を規定するもの。                      |
| 30  | 本業務      | 2.1(2)に記載の EDINET の国際化のためのタクソミ開発に係る委託業務であり、「2.3 委託業務の内容」に定める内容のもの。 |

## 2. 3 委託業務の内容

具体的な委託内容を次に掲げる。なお、各要件の確定や設計の段階などにおいて、利便性や有用性等の観点から、より望ましい方策がある場合は、適宜提案すること。

また、本業務の遂行に際して必要な情報については、特段の記載ない限り、受託者自身が収集すること。

### (1) 有価証券報告書等の財務諸表本表のタクソミの国際化

受託者は、2010年度版 EDINET タクソミの内、有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書及び有価証券届出書(以下「有価証券報告書等」という。)の財務諸表本表に関する部分を、当庁が提示する ITA 協議の結果をふまえ、国際標準に準拠したものに改変すること。また、その改変に関連する受入検収のためのサンプル・インスタンスの作成、受入検収の支援、及び EDINET 関連ガイドラインの修正を行うこと。

#### ① 財務諸表本表の改変作業に際しては、次の点に留意すること。

- ア) 国際標準化の主要な内容は、個別・連結の区別をディメンションで表現すること、及び、資本等変動計算書をディメンションで表現することである。それ以外の国際標準化の内容については、ITA 協議の結果ならびに IFRS タクソミ及び US GAAP タクソミの設計に基づき事務局と協議し決定すること。
- イ) 「XBRL 範囲拡大プロジェクト」の中間納品物におけるタクソミ・アーキテクチャと整合性及び親和性のあるものとする。なお、「XBRL 範囲拡大プロジェクト」の中間納品物は、本件プロジェクトの開始時に事

務局より提示する。

ウ) タクソノミの改変内容について、その具体的な理由（用途等）を明らかにし、事務局の承認を受けること。

② 受入検収のためのサンプル・インスタンスの作成、及び受入検収の支援についての留意事項は、5(4)「受入テスト支援」に記載する。

③ EDINET 関連ガイドラインの修正については、次の点に留意すること。

ア) 修正作業は、「XBRL 範囲拡大プロジェクト」の中間納品物であるガイドラインに準拠して行うこと。

イ) 修正すべきガイドラインには、タクソノミフレームワーク設計書、企業別タクソノミ作成ガイドライン、報告書インスタンス作成ガイドライン、勘定科目リスト、タクソノミ設定情報リストが含まれる。

ウ) 修正範囲は、財務諸表本表に係る部分であるが、レイアウト、文体、及び用語の統一性を維持し、ガイドライン全体として整合の取れたものとする。

## (2) IFRS タクソノミの開示項目等の拡張ニーズに係る検討

我が国における IFRS 財務諸表の XBRL データ提出に際しては、IFRS 財団が開発する IFRS タクソノミを使用することとしている。しかし、IFRS タクソノミには IFRS に基づく基本的な開示項目のみが用意されているため、このままでは、実務において相当程度の企業拡張が予想され、国内及び国際的な比較に支障が生じる可能性がある。当庁では、国内及び国際的な比較可能性の観点から IFRS タクソノミの開示項目等の拡張ニーズの検討を行っている。そこで、下記要領に従って検討を行い、拡張項目リストを作成すること。

① 最新の IFRS タクソノミをベースに、日本企業の IFRS 財務諸表の XBRL データ提出に際し追加が必要になると推測される開示項目について拡張項目リストを作成すること。検討の対象は、財務諸表本表のみでなく、注記事項を含んだ財務諸表全体である。拡張項目リストは主として項目名及び表示名称（日本語及び英語）から成るが、それに限定されず、表示リンク及び定義リンクの構造設計等、業務的観点から必要と推測されるタクソノミの全体像を含むこと。

② 日本企業による IFRS 財務諸表の XBRL データ提出における企業拡張の事例を調査すること。その際には、その拡張が ITA 協議の結果としての共通化事項に整合しているものか検討すること。

③ 拡張ニーズの検討においては、以下の点に留意すること。

ア) 提出者のニーズ分析においては、日本企業の内、IFRS の任意適用を早期



に開始する可能性が高いと思われる提出者を想定し、それらの想定提出者のニーズに焦点を当て検討すること。対象とする業種は想定提出者の選定に依存するが、少なくとも一般商工業及び銀行業を含む。

- イ) 参考情報としては、次に掲げるもの等を活用すること。また、それ以外にも有用な参考情報があれば、積極的に提案すること。
  - (i) 当庁が公表する「国際会計基準に基づく連結財務諸表の開示例」及び「国際会計基準に基づく四半期連結財務諸表の開示例」
  - (ii) 当庁から提示する IFRS タクソノミに関する調査資料、IFRS タクソノミと EDINET タクソノミの比較検討資料、その他の資料
- ウ) IFRS タクソノミ、現行の EDINET タクソノミ及び XBRL 範囲拡大タクソノミと併せて使用することとなるため、同一概念、類似概念の項目の要素名は、これらのタクソノミ項目との名称の統一に留意すること。また、これらのタクソノミの設定等との整合性にも留意すること。なお、並行して、これらのタクソノミのメンテナンス及び改善が実施される予定である。これらを受けて、必要な修正を加えること。
- エ) 当庁が行う ITA 協議において、共通化を検討している事項を踏まえる必要があることに留意すること。
- オ) 今後の項目リスト等のメンテナンスが容易となるよう留意すること。

## 2. 4 成果物の納入

本業務受託者は、下記「成果物一覧表」に示す成果物を、最終納品期限までに、書面及び電子媒体により、事務局が指定する場所へ指定する形式で提出すること。

下記の注意事項を遵守すること。

- (1) 本業務は、成果物一覧表に示す成果物の納入に係る費用一切を含むものとする。
- (2) 成果物については、本業務受託者内において品質検証を行い、検証結果等の報告を行うこと。
- (3) 成果物の納入場所は事務局の指定した場所とする。
- (4) 成果物については、事務局の指定した形式、媒体、部数を納入すること。

- (5) 電子ファイルの形式、成果物の内容、等については、プロジェクト計画書作成時等に事務局と協議の上、調整するものとする。

### 成果物一覧表

| NO | 納入物件                         | 内容等                                      | 最終納品         | 形式                        |
|----|------------------------------|--|--------------|---------------------------|
| 1  | プロジェクト計画書                    | 体制、工程、スケジュール、手法、手順、など                    | 平成23年2月7日    | 電子ファイル及び原紙一式（部数は正副2部とする。） |
| 2  | 進捗状況報告書                      | 進捗状況、課題、課題への対応状況など                       | 契約締結時から毎週    |                           |
| 3  | 2.3(1)のタクソノミ                 | タクソノミ構成ファイル一式、設計書、タクソノミ設定情報リスト等の内部用文書を含む | 平成23年3月25日   |                           |
| 4  | 2.3(1)のインスタンス・ファイル及びテスト用ツール等 | タクソノミの検収のためのインスタンス・ファイル及びテスト用ツール等一式      | 平成23年3月25日   |                           |
| 5  | 2.3(2)の拡張項目リスト等              | 拡張項目リスト、補足説明資料、検討資料                      | 平成23年3月25日   |                           |
| 6  | 完了報告書                        | 本業務に係る完了報告書                              | 平成23年3月31日まで |                           |

注) NO 4 に記載のテスト用ツールは、既製の製品でもよく、その場合は瑕疵担保責任の終了までの期間にわたる使用許諾を提供すること。

## 2. 5 他事業者との調整

本業務は、同時並行的に実施される他の業務と密接に関わっている。そこで、受託者は、他の業務を実施する事業者と密接に連絡をとり、開発の成果物に齟齬が生じないように注意して業務を実施することとし、本プロジェクト全体が効率的に実施されるように努めること。

具体的には、以下のような調整が必要となると想定されるが、受託者はこれに拘らず、他事業者との必要な調整を柔軟に実施すること。

### (1) 「XBRL 範囲拡大プロジェクト」との調整

本プロジェクトによる成果物は、「XBRL 範囲拡大プロジェクト」の成果物と一体のものとして利用される。したがって、タクソノミの全体設計に係る事項については、相互に整合性を確保する必要がある。

受託者は、事務局及び「XBRL 範囲拡大プロジェクト」の事業者と連携し、必要な情報の提供を受け、タクソノミ設計の変更に関する協議を行い、また、

必要な場合には調整を行うこと。

(2) 「タクソノミ維持・開発業者」との調整

本プロジェクトにおいては、タクソノミ維持・開発業務における EDINET タクソノミの最新版をインプットとしてタクソノミの改変作業を行うことを想定している。

受託者は、本業務期間中に、「タクソノミ維持・開発業者」による EDINET タクソノミ又はガイドラインの改訂が実施される場合には、事務局及び「タクソノミ維持・開発業者」と連携し、必要な情報の提供を受けること。

## 2. 6 定例報告会

受託者は、下表の各種会議を開催すること。会議の議事録は会議終了後速やかに受託者が作成し、事務局の承認を得ること。なお、原則として会議室は事務局で手配する。

| 会議体      | 会議目的  | 資料等               | 参加者                      | 開催頻度                             |
|----------|---|-------------------|--------------------------|----------------------------------|
| キックオフ会合  | 本業務に係る作業計画等に関する協議                             | 本業務に係る実施計画書       | 事務局、CIO 補佐官、受託者          | 契約後1週間以内                         |
| 定例報告会議   | 本業務の推進状況等の報告                                  | 本業務に係る進捗状況報告書(週次) | 事務局、CIO 補佐官、受託者          | 原則として1週に1度                       |
| 事業者間連絡会議 | 本プロジェクト、XBRL 範囲拡大プロジェクト、及びタクソノミ維持・開発の各事業者間の調整 | 事業者間調整事項報告書       | 事務局、CIO 補佐官、受託者、各事業者の代表者 | 本プロジェクト開始後2週間後をめぐり第1回、それ以後必要に応じて |
| 完了報告会議   | 本業務の作業完了の報告                                   | 本業務に係る完了報告書       | 事務局、CIO 補佐官、受託者          | 成果物の引継後(完了報告日)                   |

## 3. 中立性要件

本業務においては、現行 EDINET や他のシステムとの連携を考慮し、特定事業者による技術に依存せず、実際に他の事業者が保守及び追加開発を行うことが可能なオープン化された標準的手法を用い、機能拡張性及び保守性の高いシステムとなるよう留意すること。

#### 4. テスト要件

##### (1) テスト実施計画書の作成

受託者は、テスト体制と役割、詳細な作業及びスケジュール、テスト環境、テストツール、合否判定基準等に関するテスト実施計画を作成の上、テストを実施すること。

##### (2) テスト環境等

受託者は、設計・開発、テスト実施時における修正に備えて必要なテスト環境を設けること。

##### (3) テスト方法

受託者は、タクソノミの品質検証テストを遺漏無く行うため、テスト実施内容・方法を明示したテスト仕様書（テストケースの設定、テストデータの作成方法、テストの実施・検証方法を含む。）を作成し、テストの実施前に受託者内部でレビューを行い、その結果を事務局に報告し承認を受けること。

##### (4) 受入テスト支援

受入テストは事務局が行うが、受託者は、受入テストの支援（テスト項目の抽出支援、テストデータの作成。）を行うこと。

- ① サンプル・データとしてのサンプル・インスタンスは、タクソノミの改変内容に応じた全てのテスト・ケースをカバーする必要な数量を作成し、その内容及び構造は実際の財務諸表全体を想定した情報として有意なものとする。また、必要に応じてサンプルデータの解説書を作成すること。
- ② 具体的なテスト・ケースの抽出については、事務局と協議し、承認を受けること。
- ③ 受入検収は、当庁担当者が PC 上で実施可能なものであること。
- ④ 受託者は、タクソノミ及び XBRL 関連成果物の受入テストに必要なツール等の環境を準備、提供すること（ツールの操作手順書を含む。）。なお、当該環境は本業務で開発したタクソノミ及び XBRL 関連成果物を、今後継続的にメンテナンスする際に使用することを想定すること。
- ⑤ 当庁担当者がサンプル・インスタンスをベースに財務諸表様式に変換された形で検証できるよう必要なツールあるいは仕組みも合わせて提供すること。

## 5. 作業の体制及び方法

### 5. 1 作業体制

#### (1) 責任者、専任リーダー等

受託者は、本業務を遂行するにあたり、受託者における責任者を置くこと。また専任リーダーを配置すること。

本業務のリーダー、チームリーダー及び本業務において重要な役割を担う技術者等は、次の①～③に示す要件のいずれかを満たすこと。また、システム開発に関するプロジェクト・マネジメント経験を3年以上有すること。

- ① 文部科学省の技術士（情報工学部門）、経済産業省の情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャ試験、システムアナリスト試験若しくはシステム監査技術者試験の合格者のいずれかであること。
- ② 経済産業省のITスキル標準 v3 に基づき、プロジェクト・マネジメント職種、ITアーキテクト職種、コンサルタント職種又はITスペシャリスト職種のレベル4以上に相当する情報処理業務の能力・経験を有すること、又はISACAのCISA資格の認定者であること。
- ③ 本業務と同等以上のプロジェクト管理業務を含む情報処理業務（システムの開発、運用等）の経験を5年以上有すること。

#### (2) 「有価証券報告書等の財務諸表本表のタクソノミの国際化」に従事する者として、以下の知識を有する者が本業務の遂行に必要な人数が配置されていること。その者が本業務に携わる期間、及び専任の是非（兼任の場合は従事する割合）を明確にすること。

- ① 金融商品取引法に基づく開示書類の作成業務について十分な知識を有している者（金融商品取引法に基づく開示書類の作成業務又は監査業務に関する業務経験又は資格を有する等）。
- ② EDINET について十分な知識を有している者（EDINET を使用した業務の実績がある等）。
- ③ EDINET タクソノミについて十分な知識を有している者（EDINET タクソノミを使用した業務の実績がある等）。
- ④ タクソノミ開発（規制当局への財務報告等に使用される標準タクソノミ（海外のものを含む。）の開発に限る。）について十分な知識を有している者（タクソノミ開発の業務実績を有する等）。
- ⑤ XBRL の技術仕様に十分な知識を有する者。

⑥ XBRLに関するソフトウェア、ミドルウェア又はシステムの開発等について十分な知識を有している者（XBRLに関する商用ソフトウェア、商用ミドルウェア又は商用システムの開発の実績を有する等）。

(3) 「IFRS タクソノミの開示項目等の拡張ニーズに係る検討」に従事する者として、以下の知識を有する者が配置されていること。その者が本業務に携わる期間、及び専任の是非（兼任の場合は従事する割合）を明確にすること。

① 日本会計基準について十分な知識を有する者（日本会計基準に関連する業務経験又は資格を有する等）。

② IFRS について十分な知識を有している者（IFRS に関する業務経験又は資格を有する等）。

③ IFRS タクソノミについて十分な知識を有している者（IFRS タクソノミを使用した業務の実績がある等）。

④ US タクソノミ、及び SEC の EDGAR 及び提出マニュアル等について十分な知識を有している者。

(4) その他の要件は以下のとおり。

本業務の責任者は、本業務に従事する者に対して、本業務の安全確実な遂行に必要な以下に示す教育を実施すること。

① 情報セキュリティ教育

② 個人情報保護に関する教育

③ 守秘義務に関する教育

## 5. 2 進捗管理

(1) 本業務に係る実施計画の作成

受託者は、本業務の実施にあたり、設計・開発実施体制と役割、詳細な作業及びスケジュール、開発環境、開発方法、開発ツール等に関する設計・開発実施計画を作成の上、設計・開発を実施すること。

(2) 工程管理

WBS 等の手法を用いて進捗状況を管理すること。なお、進捗に遅延が生じた場合には、主体的かつ迅速に対応すること。

### 5. 3 開発環境等

受託者は、本業務を実施する開発環境等について、以下の要件を満たすこと。

- (1) 各種テストに必要なデータ、環境、検収に必要なツール等については、受託者が準備すること。
- (2) 受託者は、設計・開発、及びテストにあたって、実施環境、機器等、作業場所、機器等の設置場所、備品・消耗品等の必要なものを自ら用意するものとし、これらに係る一切の経費は本業務の費用の中に含まれているものとする。
- (3) 受託者は、本業務の実施場所におけるセキュリティ対策に関しては、当庁及び事務局の諸規定・規則ならびに統一基準を遵守し、受託者が責任を持って管理すること。
- (4) 受託者は、当庁庁舎や運用事業者施設を利用する際には、事務局及び現行EDINETの運用事業者と協力し、日程等の調整を行うこと。

### 5. 4 その他の留意事項

受託者は、本業務を進めるにあたり、以下の留意事項を遵守すること。

- (1) 本仕様書に記載された事項以外においても、主旨に資するものがあれば、積極的に提案すること。
- (2) 本業務の円滑な運営を図るため、事務局と連絡を密にして行うこと。
- (3) 業務上不明な事項が生じた際は、事務局の指示を受けること。
- (4) 本業務の実施においては、原則として日本語で対応すること。
- (5) 本仕様書により行う本調達の受託者の作業等について、その契約履行中に仕様書等の関係書類に基づいて、事務局が情報の開示や作業の改善、業務実施状況に関する調査等を求めた場合は、速やかに対応すること。
- (6) 本仕様書に記載がないもの及び仕様書の変更が必要なものについては、事務局と受託者とで別途協議の上、対応方針を定めることとする。

## 6. 特記事項

### 6. 1 受託要件

受託者は以下の要件を満たし、その内容を証明すること。

- (1) 受託者は、企業、民間団体等、本業務に関する委託契約を当庁との間で直接締結できる団体であること。また、当庁から提示された契約書に合意すること。

- (2) 受託者は、本業務の達成、計画の遂行及び本業務の継続的な実施に必要な組織人員、設備及び施設を有していること。
- (3) 受託者は、機能等証明書について、「別紙 1 機能等証明書作成要領」に従い、「様式 1」及び「様式 2」に示す様式を用い作成し、指定する日までに提出すること。

## 6. 2 受託者の制限

当庁情報化統括責任者（CIO）補佐官及びその支援スタッフ等（常時勤務を要しない官職を占める職員、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」（平成 12 年法律第 125 号）に規定する任期付職員及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」（平成 11 年法律第 224 号）に基づき交流採用された職員を除く。以下「CIO 補佐官等」という。）による調達計画書及び本仕様書の妥当性確認並びに入札事業者の審査に関する業務（以下「妥当性確認等」という。）について、透明性及び公平性を確保するため、CIO 補佐官等が現に属する又は過去 2 年間に属していた事業者及びその関連事業者については、CIO 補佐官等が妥当性確認等を行う調達案件（当該 CIO 補佐官等が過去に行ったものを含む。）について、入札に参加することはできない。

また、CIO 補佐官等がその職を辞した後に所属する事業者の所属部門（辞職後の期間が 2 年に満たない場合に限る。）についても、当該 CIO 補佐官等が妥当性確認等を行った調達案件について、入札に参加することはできない。

## 6. 3 セキュリティ管理

受託者は、本業務を遂行するにあたり、「金融庁情報セキュリティポリシー第 4 版」（平成 20 年 11 月 4 日改訂。金融庁行政情報化推進委員会）及び統一基準を遵守すること。なお、「金融庁情報セキュリティポリシー」は、契約締結後に事務局から提示予定である。

- (1) 受託者は、個人情報の安全確保のための措置を講ずるにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 58 号）及び、「金融庁個人情報管理規則」に基づくこと。なお、「金融庁 個人情報管理規則」は、事務局から契約締結後に提示予定である。
- (2) 受託者が、当庁のサーバ室及び SE 室に入室する際には、入室予定者を明らかにした上で、事前に事務局の許可を得ること。



- (3) 受託者は、情報の漏洩、改ざん、消去等の発生や情報システムに対する侵害が発生した場合、受託者は、その内容、原因、影響範囲、復旧方法等について、事務局に可及的速やかに報告すること。また、詳細な原因を分析の上、再発防止策を報告すること。
- (4) 受託者は、システム利用者権限のある ID を付与された際には、その ID 及びパスワードを厳重に管理するとともに、作業に対する必要最小限度で利用すること。

#### 6. 4 その他

再委託、守秘義務、権利の帰属、瑕疵担保責任、損害賠償、法令順守等、本仕様書に記載のない事項については、契約書に従うこと。

### 7. 妥当性証明

#### 7. 1 調達担当課室の長

金融庁総務企画局企業開示課開示業務室長 ●● ●●

#### 7. 2 C I O 補佐官等

金融庁情報化統括責任者（C I O）補佐官 ●● ●●

以 上